

「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護施設」

（事業所番号 第4572100529号）

運 営 規 程

社会福祉法人 豊寿会

グループホームきたがわ荘

グループホームきたがわ荘運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会が設置する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所グループホームきたがわ荘（以下「ホーム」という。）の運営及び利用について必要な事項を定めホームの円滑な運営を図ることを目的とする

(基本方針)

- 第2条 入居者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活を営むべき住居において家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、入居者が、その有する能力に応じて日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うものとする。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、地域の高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。
 - 4 当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は除くこととする。

(利用定員)

第3条 ホームの利用定員は9名とする

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 ホームに次の職員を置く。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 計画作成担当者 (管理者と兼務) | 1名 |
| (3) 介護従事者 | 7名 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

ホームの業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が職務を代行する。

二 計画作成担当者

入居者の入退居、入居者の心身の状況希望及びその環境等を踏まえて、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護サービス計画」という)及び計画変更実施に関することに従事する。

三 介護従事者

入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会 議)

第7条 ホームの円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- | | | |
|---------------------|----------|----------|
| (1) 職員会議 | (2) 企画会議 | (3) 処遇会議 |
| (4) その他管理者が必要と認める会議 | | |

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
(利用料及びその他の費用の額)

第8条 サービスの利用料は、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（介護報酬の告示上の額）を除いた金額（自己負担額）と食費・水道光熱費及び居室利用料金の合計金額とその他の費用の額とする。

認知症対応型共同生活介護サービス費（1日あたり）

1. ご契約者の要介護度とサービス料金	要支援2 7,610円	要介護度1 7,650円	要介護度2 8,010円	要介護度3 8,240円	要介護度4 8,410円	要介護度5 8,590円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,849円	6,885円	7,209円	7,416円	7,569円	7,731円
3. サービス利用に係る自己負担額	761円	765円	801円	824円	841円	859円
4. サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円					
5. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	137円	137円	144円	148円	151円	154円
6. 食費負担額	1,400円					
7. 水道光熱費	200円					
8. 居室利用料	700円					
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	3,204円	3,208円	3,251円	3,278円	3,298円	3,319円

※ 2割負担の方は、利用料が2倍になります。

※ 3割負担の方は、利用料が3倍になります。

二 食費（1日あたり） 1,400円

三 居室利用料（1月あたり） 21,000円（但し、入居、退居の月は日割り計算とする）

四 水道光熱費（1日あたり） 200円

五 オムツ代 実費

六 その他の費用

(1) 特別な食事

ア. 入居者の希望に基づいた特別な食事の提供に当たっては食事のメニューは別に定めはない。必要な時、相談に応じるものとする。

イ. 利用料金：入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う費用は実費とする。

(2) 貴重品の管理

入居者の貴重品管理サービスは、以下に掲げる内容のとおりとする。

ア. 管理する金銭の形態

ホームの指定する金融機関に預け入れている預金。

イ. 管理するもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、その他障害者手帳等。

ウ. 管理上の責任者及び補助者の選定ならびに保管形態

貴重品管理を行う場合、ホームは責任者及び補助者を決定し、印鑑と通帳は別々に保管することとし、入居者等との保管依頼書、個人別出納台帳等必要な書類を備え付けておくこととする。

エ. 利用料金：1 か月あたり 1 0 0 円

(3) レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によるレクリエーション、クラブ活動に伴う費用（材料代等）の実費

(4) 複写物の交付

入居者はサービス提供についての記録を閲覧できる。なお複写物が必要な場合は、1 枚につき1 0 円とする。

(5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活に要する費用で入居者が負担する事が適当であるものにかかる費用の負担

第4章 ホームの利用に当たっての留意事項

(入退居)

- 第9条 入居利用予定者は、要支援2、要介護者であって認知症の状態のある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。
- 2 入居申請者の入居に際しては、主治医の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をしなければならない。
 - 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等適切な措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 入居申請者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 5 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
 - 6 入居者の退居の際には、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 7 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退去の年月日を入居者の被保険者証に記録しなければならない。

(介護サービス計画)

- 第10条 管理者は、計画作成担当者に介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護サービス計画を作成するものとする。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた介護サービス計画を作成し、入居者又は、その家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 4 介護サービス計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めるものとする。
 - 5 計画作成担当者は、介護サービス計画作成後においても、他の介護事業者及び入居者が介護サービス計画に基づき利用する指定居宅サービス等を行う者との連携を継続的に行うことにより介護サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更を行うものとする。

(介護の内容)

- 第11条 介護サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある入居者の心身の状況に応じ入居者がその自主性を保ち意欲的に日々の生活が送れることが出来るようにすることを念頭に入居者の精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとし、入居者の人格に十分配慮して実施するものとする。
- 2 ホームは、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。
 - 3 ホームは、入居者が介護従事者と食事や清掃、洗濯、買物、レクリエーション行事等を共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにするものとする。
 - 4 ホームは、入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
 - 5 ホームは、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
 - 6 ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
 - 7 ホームは、身体拘束その他入居者の行動を制限しません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を入居者本人に説明し、理由及び一連の経過を記録し、利用代理人に報告します。

(食事の提供)

- 第12条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供することとする。
- 食事時間は朝食 午前7時30分から
昼食 午前12時から
夕食 午後6時から
- 2 食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

- 第13条 ホームは、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(健康管理)

第14条 ホームの医師又は介護従事者は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第15条 ホームは、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合にあって、入院後概ね1ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときには、本人及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居することができるものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 ホームは、入居者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、従業者の勤務体制は次のとおりとする。

職 種	勤 務 体 制
管理者	標準的な時間帯における最低配置人員
計画作成担当者	早勤 午前7時30分～午後4時30分 1名
介護従事者	日勤 午前8時30分～午後5時30分 1名
	遅勤 午前9時30分～午後6時30分 1名
	夜勤 午後4時30分～午前9時30分 1名

2 ホームは、当該ホームの職員によってサービス提供を行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第17条 ホームは、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめホームが定めた協力医療機関、北浦診療所等への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入居者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。

第7章 虐待防止に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第20条 ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ホームは、サービス提供中に当該ホーム職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第8章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第21条 ホームは、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第22条 ホームは、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 ホームは、当該ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を行う。

(協力医療機関)

第23条 ホームは、入院等治療を必要とする入居者のために、北浦診療所等を協力医療機関とする。

(秘密保持)

第24条 ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ホームの職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(利用上のルール)

第25条 入居者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供を受ける際に次の事項に留意するものとする。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 二 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(苦情処理)

第26条 ホームは、サービスの提供に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口及び担当者

「職名」 グループホームきたがわ荘 管理者

苦情受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9時30分～午後4時30分

2 ホームは、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域等との連携)

第27条 ホームは、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月5日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改正し令和3年12月16日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月21日から施行する。